

((209)については、前掲 64 ページの総務省の項「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったなどのため、同交付税が過大に交付されていたもの」参照)

(4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 59,830,274 円

虚偽の業務日誌を作成して実際には補助事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、国庫補助金の交付額が過大となっていたもの (2 件 不当と認める国庫補助金 59,830,274 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(210) 国土交通本省	株式会社ジェイアール東日本企画	住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業(モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業))	5	218,955 (218,955)	218,955	16,333 (16,333)	16,333
(211) 観光庁	同	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金(観光再始動事業)	5	4,348,712 (4,348,712)	4,346,556	45,653 (45,653)	43,497
(210) (211) の計				4,567,667 (4,567,667)	4,565,511	61,986 (61,986)	59,830

(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

(5) 工事の施工が適切でなかったもの

2 件 不当と認める国庫補助金 17,473,243 円

擁壁の施工が適切でなかったもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 17,473,243 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(212) 群馬県	藤岡市	河川等災害復旧	2、3	133,540 (125,103)	83,443	5,878 (5,878)	3,920

藤岡市は、市道 129 号線において、令和元年東日本台風により地すべりで崩落した道路法面を復旧するために、法面工、擁壁工等を実施している。

このうち、擁壁工は、傾いた既存のコンクリート擁壁を撤去した上で、新たに割栗石等を詰めた鋼製のかご枠(長さ 2.0m、幅 1.2m、高さ 0.5m)を 6 段から 8 段積み重ねて延長計 37.0m の擁壁として設置するなどしたものである。

同市は、擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)に基づいて行うこととしており、指針によれば、将来予想される地盤の洗掘等の影響等を考慮する必要があり、擁壁の直接基礎の根入れ深さ(以下「根入れ深さ」という。)は、計画地盤面等から擁壁底面までの深